

あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例

昭和45年4月1日

条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、あき地等に雑草等が繁茂し、かつ、放置されている状態を解消することにより、美観の維持および生活環境の保全等に寄与することを目的とする。

(管理者の責務)

第2条 あき地等の所有者、地上権者、賃借人その他で当該あき地等を管理しているもの（以下「管理者」という。）は、常に当該あき地等に雑草等が繁茂し、かつ、放置されている状態を解消するよう努めなければならない。

(雑草等の除去の勧告)

第3条 市長は、あき地等に雑草等が繁茂し、かつ、放置されている状態が著しく美観をそこない、または生活環境の保全等に支障があると認めるときは、当該あき地等の管理者に対し、雑草等を除去すべきことを勧告することができる。

(雑草等の除去の委託)

第4条 あき地等の管理者は、市長に対し、当該あき地等の雑草等の除去を委託することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。